解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月二日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十七日

高知県香美市土佐山田町八四二番地
財団法人ひまわり保育園
清算人　日向　國雄

解散公告（第二回）

当企業年金基金は、平成二十四年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十七日

福岡県福岡市中央区天神二丁目五番三五号
岩田屋企業年金基金
清算人　大石　昌彦

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十七日

長崎県南島原市西有家町須川五五
財団法人西有家町学校給食公社
代表清算人　松永　文則

解散公告（第三回）

当法人は平成二十四年三月十七日開催の総会の決議を経て、平成二十四年三月二十九日に経済産業大臣の許可を受け、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十七日

東京都中央区日本橋人形町一丁目一二番一一―三四〇七号
社団法人ザ・ファッショングループ
代表清算人　津田　素子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十七日

大阪市中央区内本町一丁目一番五号プラスサンビル六階
財団法人精神障害者社会復帰促進協会
代表清算人　麻生　幸二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十七日

広島県三原市久井町下津一三九七番地三原市立久井小学校内　財団法人久井奨学会
代表清算人　西迫　實

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十七日

広島県尾道市美ノ郷町中野一〇四七番地の四　財団法人中野会
代表清算人　普家　建夫

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年四月四日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十七日

沖縄県石垣市美崎町一一番地一
清算法人竹富町土地改良区
代表清算人　西大舛高旬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道士別市大通西七丁目七一一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小林喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十七日

北海道士別市西三条九丁目六〇五八の六二
グラティア二〇二
相続財産管理人　野島　梨恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市葛生東三丁目一番、最後の住所栃木県佐野市葛生東三丁目一番一三号
被相続人　亡　嶋田　雅章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十七日

栃木県足利市丸山町六一四番地一富岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　富岡　規雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市河原町一丁目一七九番地、最後の住所埼玉県深谷市田中二九二六番地八五街区一画地一〇号
被相続人　亡　武田美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十七日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目六番一九号高砂パークスペースビル六階　山本正士法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　泰生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県東金市松之郷三一八番地、最後の住所千葉市若葉区大宮台一丁目八番六号
被相続人　亡　保ヶ邊光春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十七日

事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号
福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤代　浩則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県匝瑳市春海七〇〇一番地、最後の住所千葉県旭市イの一三二六番地　養護老人ホーム東総園二三一号室
被相続人　亡　関　又一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十七日

事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号
KA中央ビル四階　菊地秀樹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　菊地　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区新町二丁目二三二番地、最後の住所東京都世田谷区鎌田四丁目二番二一―三〇六号　被相続人　亡　伊藤　洋司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十七日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング九階宏和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　飯田　隆

第13期決算公告　平成24年5月15日

札幌市中央区北2条東12丁目98番地42
ジェコス北海道株式会社
代表取締役社長　千葉　繁雄

貸借対照表の要旨

（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	548,982
	固定資産	11,123
	資産合計	560,106
負債及び純資産の部	流動負債	367,558
	固定負債	9,709
	株主資本	182,838
	資本金	10,000
	利益剰余金	172,838
	利益準備金	3,300
	その他利益剰余金	169,538
	（うち当期純利益）	(39,594)
	負債・純資産合計	560,106